

刊行者：海上保安庁

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
328	0421. 7	乙忠部港東防波堤灯台 Otchube Ko 44 47. 0N Fl R 3s 142 43. 4E 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光	11		5 赤塔形 8	変更
329	1381. 6	酒田沖波浪観測施設灯 Sakata				廃止
330	2184	東京東第 1 号灯標 Tokyo 35 35. 6N Fl (2) G 6s 139 50. 2E 群閃緑光 毎 6 秒に 2 閃光	8		5 緑色円筒形頭標 1 個付 緑柱形 8	補正 レーダ反射器付
331	2185	東京東第 2 号灯標 Tokyo 35 35. 7N Fl (2) R 6s 139 50. 5E 群閃赤光 毎 6 秒に 2 閃光	8		5 赤色円すい形頭標 1 個 付赤柱形 8	補正 レーダ反射器付
332	2223	千葉港口第 1 号灯標 Chiba Ko 35 32. 2N Fl (2) G 6s 139 57. 3E 群閃緑光 毎 6 秒に 2 閃光	9		5 緑色円筒形頭標 1 個付 緑柱形 9	補正 レーダ反射器付
333	2224	千葉港口第 2 号灯標 Chiba Ko 35 32. 0N Fl (2) R 6s 139 57. 4E 群閃赤光 毎 6 秒に 2 閃光	9		5 赤色円すい形頭標 1 個 付赤柱形 9	補正 レーダ反射器付
334	2225	千葉港口第 3 号灯標 Chiba Ko 35 32. 8N Fl G 3s 139 58. 5E 単閃緑光 毎 3 秒に 1 閃光	9		4 緑色円筒形頭標 1 個付 緑柱形 9	補正 レーダ反射器付
335	2226	千葉港口第 4 号灯標 Chiba Ko 35 32. 6N Fl R 3s 139 58. 6E 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光	9		4 赤色円すい形頭標 1 個 付赤柱形 9	補正 レーダ反射器付
336	2227	千葉港口第 5 号灯標 Chiba Ko 35 33. 3N Fl G 3s 139 59. 5E 単閃緑光 毎 3 秒に 1 閃光	9		4 緑色円筒形頭標 1 個付 緑柱形 9	補正 レーダ反射器付
337	2228	千葉港口第 6 号灯標 Chiba Ko 35 33. 1N Fl R 3s 139 59. 7E 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光	9		4 赤色円すい形頭標 1 個 付赤柱形 9	補正 レーダ反射器付
338	2229	千葉港口第 7 号灯標 Chiba Ko 35 33. 9N Fl G 3s 140 00. 6E 単閃緑光 毎 3 秒に 1 閃光	9		4 緑色円筒形頭標 1 個付 緑柱形 9	補正 レーダ反射器付
339	2230	千葉港口第 8 号灯標 Chiba Ko 35 33. 7N Fl R 3s 140 00. 8E 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光	9		4 赤色円すい形頭標 1 個 付赤柱形 9	補正 レーダ反射器付
340	2231	千葉港第 1 号灯標 Chiba Ko 35 34. 4N Fl G 3s 140 01. 8E 単閃緑光 毎 3 秒に 1 閃光	9		5 緑色円筒形頭標 1 個付 緑柱形 9	補正 レーダ反射器付
341	2633. 15	名古屋港新土砂処分場建設工事区域 E 灯浮標 Nagoya Ko 34 51. 6N Fl Y 4s 136 47. 8E 単閃黄光 毎 4 秒に 1 閃光			6 黄色 X 形頭標 1 個付黄 やぐら形	変更 本灯は、名古屋港新土砂処分場建設工事区域 A～D、J、K 灯標、F～I 灯浮標と同期点滅 レーダ反射器付
342	2633. 16	名古屋港新土砂処分場建設工事区域 F 灯浮標 Nagoya Ko 34 51. 7N Fl Y 4s 136 48. 1E 単閃黄光 毎 4 秒に 1 閃光			6 黄色 X 形頭標 1 個付黄 やぐら形	変更 本灯は、名古屋港新土砂処分場建設工事区域 A～D、J、K 灯標、E、G～I 灯浮標と同期点滅 レーダ反射器付
343	2633. 2	名古屋港新土砂処分場建設工事区域 J 灯標 Nagoya Ko 34 51. 3N Fl Y 4s 136 47. 5E 単閃黄光 毎 4 秒に 1 閃光	8		6 黄色 X 形頭標 1 個付黄 柱形 8	新設 本灯は、名古屋港新土砂処分場建設工事区域 A～D、K 灯標、E～I 灯浮標と同期点滅 レーダ反射器付
344	2633. 21	名古屋港新土砂処分場建設工事区域 K 灯標 Nagoya Ko 34 51. 6N Fl Y 4s 136 47. 5E 単閃黄光 毎 4 秒に 1 閃光	8		6 黄色 X 形頭標 1 個付黄 柱形 8	新設 本灯は、名古屋港新土砂処分場建設工事区域 A～D、J 灯標、E～I 灯浮標と同期点滅 レーダ反射器付

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
345	2759	鳥羽坂手港 1 号防波堤灯台 Toba-sakate Ko 34 28. 9N Iso R 6s 136 51. 5E 等明暗赤光 明 3 秒暗 3 秒	8		4 赤塔形	補正
346	5527. 12	関門航路第 12 号灯浮標 Kanmon 33 56. 0N FIR 3s 130 52. 1E 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光			7 赤色円すい形頭標 1 個 付赤やぐら形	変更 本灯は、関門航路第 1、3、5～11、13～16、18、19、21～27、29～33、35～37、39、40 号灯浮標と同期点滅 レーダ反射器付
347	6427	網田港東導流堤灯台 Oda Ko				廃止

船舶通航信号所(海上交通センターを除く)

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	備考
348	8111		牧山 Makiyama		廃止

船舶通航信号所(海上交通センター)

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称
			(注) 航路・・・・・・港則法規則別表第 2 に掲げる航路のうち関門航路、関門第二航路、砂津航路、戸畑航路、若松航路、奥洞海航路及び安瀬航路をいう。		
349	8407	瀬戸内海 西部(II) 関門海峡	門 司 Moji	33 53. 8N 130 55. 1E	かんもんマーチス

- 1 情報の提供
- (1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)
- ア 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置
- イ 内容
- (ア) インターネット・ホームページによる場合
- a 総トン数 1 万 t(油送船にあつては、3 千 t)以上の船舶の航路(若松水路(規則第 40 条第 2 項に規定する若松水路をいう。以下同じ。))及び奥洞海航路を除く。))入航予定時刻、船名、総トン数等並びに若松水路、奥洞海航路及び若松区(規則別表第 1 に掲げる関門港の若松区(第五区及び第六区を除く。))をいう。以下同じ。))を航行しようとする船舶にあつては、総トン数 300t 以上の船舶の入出航予定時刻、船名、総トン数等
- b 若松水路、奥洞海航路及び若松区における港内信号(規則別表第 4 に定める信号をいう。))の現状
- c 関門海域(本山岬から 180° 10, 450m の地点まで引いた線、同地点から 270° に陸岸まで引いた線、妙見埼から女島西端まで引いた線、同地点から蓋井島泉水ノ鼻まで引いた線、同地点から観音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域。以下同じ。))における船舶の交通の制限又は禁止の状況
- d 関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
- e 関門海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況
- f 関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況
- g 関門海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
- h 部埼における風向、風速及び気圧並びに台場鼻及び牧山における風向及び風速
- i 早瀬瀬戸における潮流の状況
- j 関門海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
- k その他船舶の航行の安全上必要な事項
- (イ) 船舶自動識別装置による場合
- a (ア)(a、b、e 及び h を除く。))に掲げる事項
- b 航路(若松航路(関門港の区域(規則別表第 5 に掲げる関門港の特定港内の区域をいう。以下同じ。))を除く。))及び奥洞海航路を除く。))及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況
- c 変更なし
- ウ 変更なし

(2) 船舶を特定して行われる情報の提供

ア 方法 VHF 無線電話又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) VHF 無線電話による場合

a 門司船舶通航信号所以東であって同信号所から約 12M 以内の海域及び同信号所以西であって同信号所から約 11M 以内の海域のうち、主として航路(若松航路(関門港の区域を除く。))及び奥洞海航路を除く。))及び航路(若松航路(関門港の区域を除く。))及び奥洞海航路を除く。))に至る主要通航路並びにその周辺海域(以下「情報提供可能海域」という。))にある準特定船舶に対する港則法規則第 20 条の 3 第 3 項各号に掲げる事項に準ずる事項

b、c 変更なし

(イ) 変更なし

ウ 変更なし

2～4 変更なし

5 1～3 項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
VHF 無線電話	1 呼出し及び応答用 F3E 156.80MHz (ch16) 10W 2 呼出し及び通信用 F3E 156.65MHz (ch13) 10W 3 通信用 F3E 156.60MHz (ch12) 10W F3E 156.70MHz (ch14) 10W F3E 160.925MHz (ch66) 10W	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電話	093-372-0099 ・ 093-372-0090 093-381-6811	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし